

法令および定款に基づく インターネット開示事項

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

「株式会社の支配に関する基本方針」

「連結株主資本等変動計算書」

「連結計算書類の連結注記表」

「株主資本等変動計算書」

「計算書類の個別注記表」

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

日本毛織株式会社

「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、後記の「業務の適正を確保するための体制」を2015年3月27日開催の取締役会にて改定し、下記概要のとおり運用してきました。当社取締役会は、環境の変化や社会的要請に対応しながら、毎期末に既存の内部統制システムの評価・検証を行い、適宜改善措置を講じることにより引き続き内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めます。

1. 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<経営理念>

当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を運営しており、「お客様」、「株主様」、「お取引先」、「社員」、「地域社会」などのステークホルダーの皆様からさらなる信頼を得るために、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定しグループ全体で基本思想や理念の共有を図っています。

<職務執行>

- ・取締役会の監督機能を強化すべく、取締役の3分の1以上を独立性の高い社外取締役とし、様々な経営課題に対して客観的な立場での助言を受けています。また、取締役会の活性化を図るため、社外役員の情報交換並びに認識共有の場として、「社外取締役と監査役による連絡会」を年2回実施しています。
- ・当社は、業務執行責任の明確化と機動的な意思決定を目的として、執行役員制度を導入しています。執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などによる「グループ経営会議」を月2回以上開催し、個々の案件を多角的な視点から検討し、重要な意思決定に繋げています。
- ・当社は、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザーボード」を設置しており、当期中に2回開催しています。
- ・取締役会の実効性を評価するため、取締役会出席メンバーに対して調査票を配布し、取締役会の構成、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する自己評価を実施し、課題の整理を行っています。

<グループリスク管理>

- ・当社は、当社監査役および内部監査部門の監査や「グループリスク管理委員会」（年2回開催）を通じて、グループ全体の包括的なリスクの認識と共有を図り、リスク管理体制について定期的なレビューを行っています。また、各事業部およびグループ会社においても随時「(事業部/各社) リスク管理委員会」を開催し、事業毎の固有のリスクの把握を図っています。
- ・グループ全体に適用される社内通報制度を整備し、運用しています。相談窓口は当社常勤監査役と内部監査室の2ルートとし、通報内容については関連する取締役や法務部門などと共有し、連携して対応しています。
- ・当社グループでは、不測緊急時における情報の収集と伝達、必要度合いに応じた対策本部の設置、情報の公開などの対応方針を定めております。

<グループ管理体制>

- ・グループ会社は所管の事業部が管轄し、各グループ会社の代表者が出席する「事業部経営会議」（月1回以上開催）や定期的な「経営報告会」などを通じ、グループの経営理念や長期ビジョンを共有するとともに、各社における経営目標の進捗や結果のレビューを行っています。
- ・グループ会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、規定された決裁権限に基づき、事業部経営会議、グループ経営会議や当社取締役会に付議されています。
- ・所管事業部およびグループ本社からグループ会社へ取締役・監査役を派遣し、当社監査役・内部監査部門・会計監査人と連携し、グループ会社の経営・業務のモニタリングを行っています。

<監査役の職務遂行>

- ・当社監査役は、当期中、当社の取締役会、グループ経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を確認しています。
- ・当社監査役は、当社各部門およびグループ会社へ往査を実施し、各現場にて部門責任者やグループ会社社長より、業務の執行状況とリスクについてヒアリングを行っています。
- ・当社監査役は、代表取締役と年2回、会計監査人および内部監査部門と毎月1回、定期的に会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

2. 業務の適正を確保するための体制

2015年3月27日開催の取締役会にてなされた決議の内容は、以下のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ②社外取締役を選任し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- ③社長から指名・報酬その他の諮問を受ける機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- ④取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、イントラネットおよびホームページに掲載して社内外に公開する。役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ⑥「グループリスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門およびグループ各社に「各リスク管理委員会」を組織し、全役職員に対しリスク管理の周知徹底と管理手法の評価・是正を行う。
- ⑦監査役および内部監査部門長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。監査役と内部監査部門長とは事案の内容を速やかに共有し、対応について協議する。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
- ⑨金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
- ②グループ経営会議議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
- ③取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- ②リスク管理委員会を設置し、各々のリスクに係わる部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- ③「グループリスク管理委員会」の委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- ④有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
- ⑤不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を選任し、適正な取締役員数をもって構成する。
- ②執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- ③社長の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成された「グループ経営会議」を毎月2回以上開催する。
- ④各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、「事業部門経営会議」を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- ⑤事業部門ごとに、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月「グループ経営会議」で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①グループ各社は当社各事業部門管理のもと統制され、経営目標に対し毎月営業報告を作成し、また定期的な「経営報告会」を通じて結果のレビューを行う。
- ②当社はグループ各社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- ③グループ各社は「事業部リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- ④グループ各社役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。
- ⑤定期的に監査役、内部監査部門、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。当該使用人は取締役からの指揮命令、制約を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

- (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員および会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。グループ各社は、当該報告をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ② 監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また、重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
- ③ 監査役がその職務の執行について当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をしたとき、また、監査役が独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を処理する。
- ④ 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- ⑤ 当社グループの役職員は、社内通報窓口を利用して直接監査役に通報ができる。当社グループ各社は、当該通報をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

(1) 企業価値向上への取組み

当社は1896年の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日では、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念のもと、「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域すべてを「本業」と位置付け、60社余からなる企業グループとして多種多様な事業を展開しています。

当社グループは、2017年度を初年度とする中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」において、10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。「ニッケグループRN130第2次中期経営計画（2021～2023年度）」では、「RN130ビジョン」の実現に向けて加速していく3年間と位置付け、各事業が基本戦略を踏まえた取組みを進め、各利益は計画数値を上回り進捗してまいりました。第2次中期経営計画の最終年度である2023年度業績予想につきましては、急激な経営環境の変化から計画数値には届かないものの、目標の一つである過去最高の営業利益を更新することを目指し、更なる強固な事業基盤の構築と企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制においては、当社がかねてより「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用していますが、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、2004年に指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」（年2回開催）を設置し、2006年から社外取締役を選任するなど、日本企業のなかでもとりわけ早期から、先進的に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け積極的に取り組んでいます。

なお、現在は、取締役会の監督機能をより強化すべく、取締役会の3分の1以上を独立性の高い社外取締役としています。監査役は、毎月監査役会を開催する他、グループ経営会議、取締役会等の重要な会議に参加し、独立した客観的な立場で意見を述べています。また監査役監査については年間監査スケジュールを作成し十分な監査時間を確保したうえで実施しており、代表取締役、担当常務、内部監査部門、会計

監査人とも定期的な懇談を実施しています。

引き続き、コーポレートガバナンス・コードに基づくガバナンス体制の強化を目指してまいります。

120年を超える歴史を持つ当社は、伝統を大切にしながらも、立ち止まらずに革新と挑戦を重ねてきました。創業からの継続的な取組みの積重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持って未開の分野にチャレンジし続け、「みらい生活創造企業」を目指していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しています。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、中長期的な視点に立って当社グループの各事業を持続的に発展させていくことが必要であると考えています。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2021年2月25日開催の第190回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入しました。本プランは大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにするため、株主の皆様に対して、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、更には株主の皆様に熟慮に必要な時間を確保するものです。

(1) 本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

(2) 本プランの概要

①大規模買付ルールの概要

(i) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の提供を要請します。

(ii) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日間を上限（対価を現金（円貨）のみとする場合は60日間を上限）とする取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたうえで株主の皆様にご公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

②大規模買付行為がなされた場合の対応

(i) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の皆様意思を確認すべき旨を当社取締役会に対して勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会での株主投票または書面投票のいずれかを選択して、株主の皆様のご意向を確認します。この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務に従いその責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

4. 前記取組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、株主の皆様にとって検討に必要となる情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることを目的として導入しています。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害するなど、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

(2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、独立性の高い社外取締役で構成された「特別委員会」を設置しています。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(3) 株主意思の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものです。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付していますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様意思を反映することが可能となっています。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様意思が十分反映される仕組みとなっています。

連結株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,465	5,083	96,860	△9,097	99,311
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△2,198	－	△2,198
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	7,283	－	7,283
自己株式の取得	－	－	－	△2,985	△2,985
自己株式の処分	－	0	－	0	0
自己株式の消却	－	△621	△5,478	6,100	－
譲渡制限付株式報酬	－	12	－	46	58
連結子会社株式の追加 取得による持分の増減	－	△19	－	－	△19
連結範囲の変動	－	－	△26	－	△26
連結会計年度中の変動額合計	－	△629	△420	3,161	2,111
当 期 末 残 高	6,465	4,454	96,439	△5,935	101,423

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰上 損	延 シ 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額		
当 期 首 残 高	3,439	133	288	△236	3,625	1,682	104,620
連結会計年度中の変動額							
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	1,043	△78	379	235	1,580	△578	1,001
連結会計年度中の変動額合計	1,043	△78	379	235	1,580	△578	3,113
当 期 末 残 高	4,483	55	668	△0	5,206	1,103	107,734

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 61社

主要な連結子会社の名称

(株)ナカヒロ、アカツキ商事(株)、佐藤産業(株)、(株)ニッケテキスタイル、第一織物(株)、青島日毛織物有限公司、アンビック(株)、(株)フジコー、(株)ゴーセン、(株)ニッケ機械製作所、(株)エミー、ニッケ不動産(株)、(株)ニッケウエルネス、(株)ニッケ・ケアサービス、ニッケアウデオ S A D(株)、ニッケ商事(株)、(株)友栄、(株)ツキネコ、ミヤコ商事(株)、(株)A Q U Aほか

② 連結の範囲の変更

重要性が増したため、(株)ワイワイを連結の範囲に追加している。

連結子会社である(株)A Q U A及び(株)ナイスデイは、2022年10月1日付で(株)A Q U Aを存続会社とする吸収合併を行った。

③ 非連結子会社の数 5社

主要な非連結子会社の名称

(株)ニッケ・メディカルほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

(株)艶金ほか

② 持分法適用の範囲の変更

該当事項はない。

③ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株)ニッケ・メディカルほか

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

④ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

デリバティブ

……時価法

棚卸資産

商品、製品、原材料、貯蔵品……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

販売用不動産 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上している。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引

(ヘッジ対象)

製品輸出による外貨建売上債権、商品・原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

(a) 衣料繊維事業

衣料繊維事業においては、主に繊維製品の製造、加工及び販売等を行っている。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

(b) 産業機材事業

産業機材事業においては、主に繊維資材製品の製造、加工及び販売、産業機械の設計及び製造販売等を行っている。

i) 繊維資材製品製造販売等

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

ii) 産業機械製造販売等（工事契約）

工事契約に係る収益には、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っている。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生したコストに基づいたインプット法により行っている。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短く、金額的重要性が乏しい工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

(c) 人とみらい開発事業

人とみらい開発事業においては、主に商業施設の開発や賃貸、運営管理・受託、介護事業・保育事業等を行っており、これらは国内のみの取引となっている。

i) 不動産開発（工事契約）

工事契約に係る収益には、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っている。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生したコストに基づいたインプット法により行っている。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短く、金額の重要性が乏しい工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

ii) 不動産賃貸

不動産賃貸に係る収益については、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

iii) 不動産運営管理・受託、介護事業・保育事業等（役務、サービス等の提供）

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務やサービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識している。

(d) 生活流通事業

生活流通事業においては、主に生活用品の製造販売等を行っている。当該販売については顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

退職給付に係る会計処理

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した金額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用している。

のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微である。また、利益剰余金の当期首残高への影響はない。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用していましたが、当連結会計年度より、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更している。なお、連結計算書類への影響は軽微である。

また、「7.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととした。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表関係

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めていた「賞与引当金」および「その他の引当金」は、有価証券報告書の表示との整合性を図る観点から、当連結会計年度より区分掲記している。

(2) 連結損益計算書関係

前連結会計年度まで営業外収益の「受取利息及び配当金」に含めていた「受取利息」並びに「受取配当金」及び営業外費用の「その他」に含めていた「租税公課」並びに「減価償却費」は、有価証券報告書の表示との整合性を図る観点から、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 会計上の見積りに関する注記

税効果会計

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,053百万円

繰延税金負債 3,320百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産、繰延税金負債

事業計画を基礎とした収益力に基づく将来の課税所得の見積り、一時差異及び税務上の繰越欠損金解消時期のスケジュールリング等を行い、繰延税金資産の回収可能性を判断している。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形および売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりである。

受取手形 7,244百万円

売掛金 16,075百万円

契約資産 1,712百万円

(2) 担保提供資産

担保に供している資産

建物 131百万円 (66) 百万円

土地 234百万円 (35) 百万円

計 365百万円 (102) 百万円

担保されている債務

短期借入金 2,500百万円 (－) 百万円

長期借入金 1,100百万円 (1,100) 百万円

計 3,600百万円 (1,100) 百万円

(注) 上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 93,575百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 78,478,858株
- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	1,178	16	2021年11月30日	2022年2月28日
2022年7月13日 取締役会	普通株式	1,020	14	2022年5月31日	2022年8月19日

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,131	16	2022年11月30日	2023年2月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運用資金については短期的な預金に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金（主に短期）及び設備投資資金（長期）である。なお、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 有価証券及び投資有価証券	21,194	21,190	△3
② 長期貸付金	17	16	△0
③ 長期借入金	(5,053)	(5,046)	6
④ 長期預り敷金保証金	(6,453)	(6,152)	301
⑤ 社債	(120)	(119)	0
⑥ デリバティブ取引	56	56	—

(*) 負債で計上されているものについては、() で表示している。

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。
2. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでいる。
 3. 社債は1年内償還予定の社債を含んでいる。
 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。
 5. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,819百万円）及び非上場の関係会社株式（連結貸借対照表計上額2,054百万円）は、市場価格のない株式等であるため、①有価証券及び投資有価証券には含まれていない。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	17,293	—	—	17,293
デリバティブ取引 通貨関連	—	56	—	56
資産計	17,293	56	—	17,350

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	899	—	899
その他	—	2,997	—	2,997
長期貸付金	—	16	—	16
資産計	—	3,913	—	3,913
社債	—	119	—	119
長期借入金	—	5,046	—	5,046
長期預り敷金保証金	—	6,152	—	6,152
負債計	—	11,318	—	11,318

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、債権は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、債権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類している。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県、兵庫県、大阪府その他の地域において、商業施設（ショッピングセンター）、賃貸用オフィスビルなどを所有している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
13,977	77,049

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、その他の物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額である。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	連結 損益計算書 計上額
	衣料繊維 事業	産業機材 事業	人とみらい 開発事業	生活流通 事業	合計		
売上高							
(1)顧客との契約から生 じる収益	29,671	23,640	31,755	16,802	101,868	3,720	105,589
(2)その他の収益 (注2)	64	213	3,182	—	3,459	—	3,459
計	29,735	23,853	34,938	16,802	105,328	3,720	109,048

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機器販売等を含んでいる。

2. 「その他の収益」はリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等である。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(3) 会計方針に関する事項④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	23,586
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	23,320
契約資産 (期首残高)	1,813
契約資産 (期末残高)	1,712
契約負債 (期首残高)	1,177
契約負債 (期末残高)	1,413

契約資産は、主に機械設計及び建設業に係る顧客との請負契約について、期末日時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものである。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられる。

契約負債は、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略している。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,508円32銭
(2) 1株当たり当期純利益	100円54銭

株主資本等変動計算書 (2021年12月1日から2022年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金 自己株式処分差益	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,465	5,064	609	5,674
事 業 年 度 中 の 変 動 額 剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	0	0
自 己 株 式 の 消 却	—	—	△621	△621
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	—	—	12	12
積 立 金 の 積 立	—	—	—	—
積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△609	△609
当 期 末 残 高	6,465	5,064	—	5,064

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
損 失 補 填 準 備 積 立 金		配 当 引 当 積 立 金	従 業 員 退 職 給 与 基 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	
当 期 首 残 高	1,616	680	930	1,466	2,095
事 業 年 度 中 の 変 動 額 剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—	—
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	—	—	—	—	—
積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—
積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	△78
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△78
当 期 末 残 高	1,616	680	930	1,466	2,017

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合
	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
	特別償却 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	25	37,950	30,219	74,983	△9,097	78,025
事業年度中の変動額 剰余金の配当	-	-	△2,198	△2,198	-	△2,198
当 期 純 利 益	-	-	6,211	6,211	-	6,211
自己株式の取得	-	-	-	-	△2,985	△2,985
自己株式の処分	-	-	-	-	0	0
自己株式の消却	-	-	△5,478	△5,478	6,100	-
譲渡制限付株式報酬	-	-	-	-	46	58
積立金の積立	-	-	-	-	-	-
積立金の取崩	△25	-	103	-	-	-
事業年度中の変動額合計	△25	-	△1,361	△1,465	3,161	1,086
当 期 末 残 高	-	37,950	28,858	73,518	△5,935	79,112

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,792	107	2,899	80,925
事業年度中の変動額 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純 額)	826	△134	692	692
事業年度中の変動額合計	826	△134	692	1,779
当 期 末 残 高	3,619	△26	3,592	82,705

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

③棚卸資産

製品、原材料、貯蔵品 ……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金 ……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上している。

③退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により処理している。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引

(ヘッジ対象)

原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

②収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

(a) 衣料繊維事業

衣料繊維事業においては、主に繊維製品の製造、加工及び販売等を行っている。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

(b) 人とみらい開発事業

人とみらい開発事業においては、主に不動産の賃貸等を行っており、これらは国内のみの取引となっている。

当該不動産賃貸等に係る収益については、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

③退職給付会計の会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微である。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はない。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更している。なお、計算書類への影響は軽微である。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表関係

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めていた「未払費用」は、有価証券報告書の表示との整合性を図る観点から、当事業年度より区分掲記している。

(2) 損益計算書関係

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「為替差益」及び営業外費用の「その他」に含めていた「減価償却費」は、有価証券報告書の表示との整合性を図る観点から、当事業年度より区分掲記している。

4. 会計上の見積りに関する注記

税効果会計

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 444百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記 税効果会計」の内容と同一であるため記載を省略している。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産		
建物	66百万円	(66) 百万円
土地	35百万円	(35) 百万円
計	102百万円	(102) 百万円
担保されている債務		
長期借入金	1,100百万円	(1,100) 百万円
計	1,100百万円	(1,100) 百万円

(注) 上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	69,180百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	10,347百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,674百万円
関係会社に対する長期金銭債務	91百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	13,266百万円
仕入高	7,321百万円
営業取引以外の取引高	180百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 7,784,142株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	134百万円
未払事業税	53百万円
退職給付引当金	336百万円
貸倒引当金	7百万円
投資有価証券評価損	758百万円
減価償却超過額及び減損損失	993百万円
繰延ヘッジ損益	11百万円
その他	665百万円
繰延税金資産小計	2,961百万円
評価性引当額	△770百万円
繰延税金資産合計	2,190百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△888百万円
その他有価証券評価差額金	△1,565百万円
前払年金費用	△108百万円
その他	△72百万円
繰延税金負債合計	△2,635百万円
繰延税金資産の純額	△444百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

種類	名称	議決権 所有割 合(%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	(株)ナカヒロ	直接 100.00	有	当社毛織物の販売 当社所有建物を賃貸	毛織物の販売 建物の賃貸借	4,982	売掛金	2,639
子会社	アカツキ商事(株)	直接 100.00	有	当社毛織物の販売 当社所有建物を賃貸	毛織物の販売 建物の賃貸借	3,583	売掛金	2,240
子会社	ニッケ不動産(株)	直接 100.00	有	当社所有建物を賃貸 当社所有土地・ 建物を管理 固定資産等の購 入 運転資金の融資	建物の賃貸借 請負委託 固定資産等の 購入 グループ金融 (貸付)	2,391	建物等	—
子会社	(株)ニッケライフ	直接 100.00	有	運転資金の融資 当社所有土地・ 建物を賃貸	グループ金融 (貸付)	0	短期貸付金	1,200

- (注) 1. 毛織物の販売については、市場価格を勘案し、毎期交渉の上、決定している。
 2. グループ金融については、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定している。
 3. グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載している。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,169円89銭
 (2) 1株当たり当期純利益 85円75銭